

2024 年 1 月 22 日

会 員 各 位

公益社団法人 全日本病院協会
会 長 猪 口 雄 二
外国人材受入事業会議
担当役員 山 本 登

外国人材受入－ベトナム・ミャンマー⇒日本の介護人材へ－
2024 年度介護技能実習生等の受入れ意向確認について

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて当事業においては現在、介護技能実習生 100 名が 28 病院等で実習を行っており、入国を控えている同実習生は 46 名となっております。

現在ベトナム国内 GDP 成長率（推計値）は前年比 5.05%と不透明さはあるものの、国内就労を目指す一定数の新卒者が存在しており、且つ円安の影響で日本国以外へ就労を希望する者が増加しております。一方、ミャンマーでは国内経済状況の不安定さが解消されていないため、安全な日本での就労を望む人材は増加傾向にあります。

このような状況の中、昨年 6、12 月に当事業構成員がベトナムにおいて現地プロモーション活動を行い、ベトナム人材の確保に注力するとともに、ミャンマー人材についても送出機関の協力を得て全日病専用クラスを開講するなど、さらなる人材確保を行っているところでございます。

また国の有識者会議で方向性が示された育成就労(仮)の実施時期は未定ですが、新たな情報が入りましたらご連絡申し上げます。

当事業よりご紹介するコースは下記の通りとなります。

・ **技能実習 ※育成就労(仮) 高度人材育成コース**

ベトナム：医療短大(看護学科 3 年)等卒業者、 ミャンマー：一般大学卒業者(中退者を含む)

N3 相当の日本語能力

・ **技能実習 ※育成就労(仮) 一般コース**

ベトナム：将来設計が明確な高校卒業者等

N4 相当の日本語能力

・特定技能コース

元技能実習生

介護技能評価試験、日本語能力判定テスト、介護日本語評価試験合格者 ※専門級合格者は免除
例年6月からベトナム医療短大の卒業が始まるところ、このような状況下から早めに募集
活動を開始するべく、今回のご案内とさせていただきます。

受入れご希望の会員様におかれましては、「意向確認」と「求人票」をご記入の上、ご
提出下さいますよう、お願いいたします。

お忙しい時期かと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 回答先

メール・FAX の場合

・ E-mail : gaikokujinzai@ajha.or.jp ・ FAX : 03-5283-7447

2. 提出期限

2024年3月29日(金)

3. P6「意向確認」、P7「求人票」のみをご返信ください。

※求人票の Excel データが必要な場合、ホームページよりダウンロード頂くか、上記メール
アドレスへご連絡下さい。

受入れ希望無しの場合は、返信不要です。

以上

【お問合せ・ご回答先】

公益社団法人 全日本病院協会 外国人材受入事業（国際人材交流課）

〒101-8378 東京都千代田区神田猿楽町 2-8-8 住友不動産猿楽町ビル 7F

直通電話：03-5283-7442 直通 Fax：03-5283-7447

E-mail：gaikokujinzai@ajha.or.jp

【外国人材受入要件】

技能実習 ※育成就労(仮)

1. 共通項目

- ・主に 22～30 歳くらいまでの男女（女性が大多数）
- ・2 人以上 1 組での受入れ（孤立化や精神的なストレスを考慮）
- ・月給は日本人と同等以上の待遇で、最低手取額は 13 万円以上

※13 万円は最低条件、送出機関により変動あり。（13～16 万円は目安ですが、上昇傾向となっております【円安の影響も考慮しプラス 2～3 万円を想定下さい】）

※賞与を、月給に按分し、13 万円～16 万円にすることも可能

- ・法定福利費、寮費(原則、規定にて 1 人/2 万円以内)は日本人と同様に負担
- ・寮の使用方法は、1 DK を 1 人で使用や、2 DK を 2 人で使用でも良い。

※ルームシェアにて居住費や光熱費を抑えることは出来るが、1 DK 2 人使用は、実習生同士のストレス等の観点からお勧めしません。

※Wi-Fi 環境の用意は必須だが、ポケット Wi-Fi でも可能です。

- ・受入期間は原則 3 年間

2. ベトナムの場合

【技能実習 ※育成就労(仮) 高度人材育成コース】 ※このコースを優先して募集

- ・医療短大看護学部 3 年卒、看護大学卒業者、日本語レベル N3 相当

【技能実習 ※育成就労(仮) 一般コース】

- ・将来設計が明確な高卒など、日本語レベル N4 相当
- ・費用：実習生 1 人あたり

1 年目		送出機関 A	送出機関 B
初期費用	日本語教育費 12 か月(非課税)	120,000 円	300,000 円
	渡航費(税別/往復) 季節変動あり	70,000 円	
継続費用	監理費 12 か月(税別)	540,000 円 (月 45,000 円)	480,000 円 (月 40,000 円)
	計	730,000 円	850,000 円

2年目以降		送出機関 A	送出機関 B
継続費用	監理費 12か月(税別)	540,000円 (月 45,000円)	480,000円 (月 40,000円)

3年間合計		送出機関 A	送出機関 B
初期費用 + 継続費用		1,810,000円	

この費用に毎月の給料は含まれておりません。

3. ミャンマーの場合

【技能実習 ※育成就労(仮) 高度人材育成コース】 ※このコースを優先して募集

- ・一般大学卒業者(中退者を含む)、日本語レベル N3 相当
- ・費用：実習生 1 人あたり

1年目		送出機関 A	送出機関 B
初期費用	日本語教育費 12か月(非課税)	315,000円	250,000円
	渡航費(税別/往復) 季節変動あり	70,000円	
継続費用	監理費 12か月(税別)	480,000円 (月 40,000円)	
計		865,000円	800,000円
2年目以降		送出機関 A	送出機関 B
継続費用	監理費 12か月(税別)	480,000円 (月 40,000円)	

3年間合計		送出機関 A	送出機関 B
初期費用 + 継続費用		1,825,000円	1,760,000円

この費用に毎月の給料は含まれておりません。

ベトナム、ミャンマーともに3年間の合計費用は同程度

特定技能 1 号（最長 5 年）

【特定技能コース】

1. 募集対象

- ・元技能実習生
- ・日本国内に在住し特定技能として介護を希望するもの

2. 技能水準

介護技能評価試験専門級（介護以外の業種で技能実習を行っていた場合等）

- ・相当程度の知識又は経験を必要とする技能
- ・受入分野で即戦力として活動するために必要な知識・経験
- ・業所管省庁が定める試験等によって確認

※同業種技能実習からの移行の場合、技能実習を良好に修了した場合は免除となる。

3. 日本語能力水準

日本語能力判定テスト等

- ・ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すること。（N3 以上必須）

介護日本語評価試験

- ・介護業務を行う上で、支障の無い程度の介護用語能力を有すること。
- ・介護日本語評価試験⇒CBT 方式（母国語併記の試験）

※同業種技能実習からの移行の場合、技能実習を良好に修了した場合は免除となる。

4. 費用

- ・支援委託費 1 人/年間 30 万円（税込）
 - ・送出し機関から紹介を受ける場合、送出し機関に対し海外人材支援業務費として、
特定技能外国人 1 人/15 万円（非課税） ※送出し機関を介さない場合は不要
- ※詳細は、別紙「特定技能 1 号(外国人)受入れに伴う費用等について」を参照

この費用に毎月の給料は含まれておりません。

公益社団法人 全日本病院協会 外国人材受入事業

特定技能1号(外国人)
受入れに伴う費用等
について

概要(費用)

- ✓ 技能実習2号→特定技能1号の在留資格変更(更新)する場合
全日病へ支援委託費1人/1年/30万円(税込)を支払う
- ✓ 人材送出機関を介して在留資格変更する場合 ※1回のみ
追加で送出機関へサービス手数料/1人/基本給の1か月分を支払う
- ✓ 同変更(更新)は毎年(最大5年)

在留資格変更(更新)のイメージ



支援委託費



費用内訳

- 事前ガイダンスに伴う費用
- 契約書等の作成費用
- 各種支援の活動費用
- 3か月1回の面談費用
- 出入国在留管理局に対する手続き費用

支援委託費のお支払い方法

- 特定技能1号(外国人)が入職した月の翌月末



全日病(登録支援機関)へ一括で支払い
雇用継続の場合は毎年同時期に支払い

※将来は費用の見直しも想定

- 途中で退職した場合



年額費用から在籍月分を換算した金額を引いて返金

人材送出機関から紹介(サービス)を介する場合

サービス手数料として基本給の1か月分

特定技能所属機関(病院・施設)



人材送出機関へ支払い

サービス手数料・支援委託費・渡航費について

費用		種類	一人当たり	備考	費用の流れ
①初期費用	サービス手数料	外国の送出し国へ支払う費用	基本給の1か月分 ※1回のみ	人材送出機関から紹介 (サービス)を介する場合	特定技能所属機関 (病院・施設) ↓ 人材送出機関
②継続費用	支援委託費	送出し機関との連絡、調整、 事前ガイダンスに対する費用 3か月に1回の面談、相談対応に 対する費用(交通費など) ・特定技能外国人の日常、社会 生活等に関する相談への対応 ・特定技能所属機関の相談等へ 対応 各種申請に対する費用 ・在留資格変更、更新申請 ・上記にかかる当協会職員の 交通費 等	300,000円(税込)/年	特定技能1号(外国人) 1人につき年間300,000円 ※入職月の翌月末に一括 支払い ※途中退職の場合、年間 費用より在籍月分を差 し引き返金	特定技能所属機関 (病院・施設) ↓ 登録支援機関 (全日病)
③旅費	渡航費	往路の渡航費用	実費	復路の渡航費用は特定技 能1号(外国人)が支払う	特定技能所属機関 (病院・施設) ↓ 人材送出機関(旅行会社)

日本国内の特定技能1号(外国人)を雇用する場合

①初期費用(人材送出機関から紹介(サービス)を介する場合)+②継続費用

海外からの特定技能1号(外国人)を雇用する場合

①初期費用(人材送出機関から紹介(サービス)を介する場合)+②継続費用+③旅費

全日病 外国介護人材の受入れ種別

技能実習(育成就労【仮】)コース

ベトナムの場合

高度人材育成コース

医療短大看護学科3年卒業生
N3相当の日本語能力

ミャンマーの場合

高度人材育成コース

一般大、高校卒業生
N3相当の日本語能力

ベトナムの場合

一般コース

介護専門学校2年卒業生など N4相当の日本語能力

特定技能コース

元技能実習生(日本語の心配無し)・一般の大学、短大等の卒業生
介護技能評価試験・日本語能力判定テスト・介護日本語評価試験
の3つを合格した能力 ※介護技能実習2号修了者(専門級合格者)は試験免除

他病院等へ 転職の場合

- ✓ 技能実習時の病院等と異なる
病院等へ転職する場合の費用



例) 引っ越し等の費用
原則：特定技能Ⅰ号(外国人)
=元技能実習生が負担

ご不明点は
下記にお問
合せ下さい

〒101-8378

東京都千代田区神田猿樂町2-8-8

住友不動産猿樂町ビル7F

国際人材交流課

専用ダイヤル

03-5283-7442

e-mail

gaikokujinzai@ajha.or.jp



公益社団法人 全日本病院協会

